

診療報酬改定 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価

厚生労働省中央社会保険医療協議会 2020年3月5日資料及び3月23日告示をもとに作成

医療機能や入院患者の状態に応じて適切な医療が提供されるよう、入院医療の評価について、以下の通り見直しを行う

急性期一般入院基本料

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について、急性期の入院医療の必要性に応じた評価となるよう、評価項目や判定基準を見直す。また、該当患者割合に係る施設基準について、実態を踏まえて見直す。

回復期リハビリテーション病棟入院料

リハビリテーションの実績を適切に評価に反映する観点から、実績指数等に係る要件を見直すとともに、日常生活動作の評価に関する取扱いを見直す。

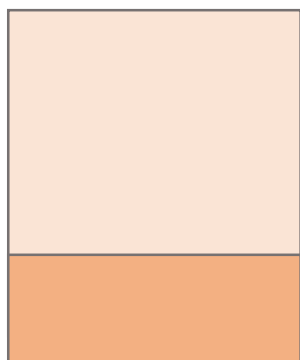
地域包括ケア病棟入院料

地域包括ケア病棟の主な3つの機能をバランスよく発揮することができるよう、地域包括ケアに係る実績や入退院支援等に係る施設基準を見直す。また、同一医療機関内で転棟した場合の算定方法を見直す。

療養病棟入院基本料

医療療養病床に係る医療法上の経過措置の見直し方針や届出状況を踏まえ、療養病棟入院基本料の経過措置の扱いを見直す。また、中心静脈カテーテル等の適切な管理を推進する観点から施設基準や医療区分の要件を見直す。

入院料の点数



重症患者割合等の
実績に応じた評価

看護職員配置等の体制
に応じた評価



入院料	実績指標
急性期一般入院基本料	重症度、医療・看護必要度
地域包括ケア病棟入院料	在宅医療等の提供実績
回復期リハ病棟入院料	リハ実績指数、重症者の割合
療養病棟入院基本料	医療区分・ADL区分